

第53回山形県発明くふう展 応募のきまり

(1) 応募対象

- ①県内の小学校、中学校及び特別支援学校の児童・生徒（少年少女発明クラブの会員を含む）
- ②県内の高等学校（高等専門学校及び専修学校については、高等学校と同等程度のものに限る）の生徒及び大学・短大の学生
- ③個人及び中小企業の従業員の職務に属する発明や、県内に居住する発明者、考案者または創作者

(2) 応募作品

- ①作品は、日常生活を豊かにするために、自然法則を科学的に観察し、それを利用した新規で独創性に富むもので、1人あるいは共同（3人以内）で発明くふうしたものに限り、単なる工芸品や模型、あるいは破損、変質しやすいもの、図面だけのもの、他人の作品をまねたもの、過去に本展に応募したことがある作品は対象外とします。
- ②作品の大きさは、縦、横、高さとも1メートル以内、重量20kg以内とします。（厳守のこと）

(3) 申込み方法と締切り

- ①所定の「申込書」に必要事項を記入し、必要ある場合は写真・図面を添付して平成30年9月14日（金）まで山形県発明協会に持参または送付してください。
（注）提出するのは「申込書」だけで、作品は、後日（作品搬入日）会場に持参してください。
- ②学校、少年少女発明クラブについては、「申込書」に加えて「出品目録（総括票）」も添付してください。
（注）諸文書の様式は、山形県発明協会のホームページからダウンロードすることもできます。

(4) 申し込み場所

〒990-2473 山形市松栄二丁目2番1号 山形県高度技術研究開発センター内
一般社団法人山形県発明協会 第53回山形県発明くふう展係（TEL 023-644-3316・FAX 023-644-3303）

(5) 特許の出願

特許、実用新案および意匠の出願を希望する方は、申込書提出前に出願しておいてください。
（出願に関しては事前に一般社団法人山形県発明協会にお問い合わせください。）

(6) 作品搬入

作品に「出品票」を添付の上、本展会場に次の受付日の時間内に持参し、係員の指示にしたがって展示してください。
平成30年10月15日（月）午後1時から午後3時まで
（注）学校、少年少女発明クラブの作品は、学校、少年少女発明クラブごとにまとめて持参してください。

(7) 作品搬出

会期終了後の平成30年10月22日（月）午前10時から正午までに、出品者、学校、少年少女発明クラブごとに作品を搬出してください。

(8) 審査

主催者、学識経験者等で構成する審査委員会が審査にあたります。なお、審査結果の理由等のお問い合わせについては、お答えいたしません。

(9) 表彰

特別賞 13点（賞状、賞品）
山形県知事賞（2点）、鶴岡市長賞、東北経済産業局長賞、山形県議会議長賞、山形県教育委員会教育長賞、鶴岡市議会議長賞、鶴岡市教育委員会教育長賞、公益社団法人発明協会会長奨励賞（2点）、日本弁理士会会長奨励賞（2点）、一般社団法人山形県発明協会会長賞
優秀賞 山形県工業技術センター所長賞など 約17点（賞状、賞品）
優良賞 約20点（賞状、賞品）
団体賞 県知事賞 5点（賞状、賞品）（小学校2、中学校1、高校1、発明クラブ1）

(10) 発表

本展会場に掲示するほか、応募者（個人）、学校、少年少女発明クラブ、企業に電話・FAX等で通知します。

(11) 表彰式

平成30年10月21日（日）午後1時半から鶴岡市中央公民館1階市民ホール（鶴岡市みどり町22番36号）で行いますので、入賞者は出席をお願いします。

(12) 全国展への出品

入賞作品の中から、児童生徒の優れた作品について第77回全日本学生児童発明くふう展に推薦出品します。

(13) その他

- ・作品の到着後の取扱い・保管には細心の注意を払いますが、万一火災、盗難その他の不可抗力により紛失又は破損したときの責任は負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・作品及び応募資料に記載された情報は、本展普及の目的で主催者及び後援団体等の印刷物・ホームページ等へ掲載させていただく場合があります。

お問い合わせ先

一般社団法人 **山形県発明協会**

〒990-2473 山形市松栄二丁目2番1号 TEL 023 (644) 3316
(山形県高度技術研究開発センター内) FAX 023 (644) 3303

山形県発明協会

検索